

## 地域再生計画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称  
愛知県三好町
- 2 地域再生計画の名称  
ハツラツ地域再生計画  
- 笑顔づくり、仲間づくりでコミュニティの再生 -
- 3 地域再生の取組を進めようとする期間  
平成16年から平成26年(予定)
- 4 地域再生計画の意義及び目標

### 【現状】

三好町は昭和30年代までの純農村から昭和40年代からの自動車関連企業の立地にはじまり、今では近隣大都市のベッドタウンへと変化してきました。現在は、いわゆる新旧住民、団塊の世代をはじめとする地域カムバック住民、共働きの多い核家族住民、さらには明日を担う子どもたちが増え続けており、コミュニティの再生、子育て環境の再生が急務となっています。

#### 《三好町の状況 (平成16年5月1日現在)》

- ・人口 52,508人
- ・高齢化率 9.68%
- ・平均年齢 35.46歳

### 【再生計画】

そこで、地域のコミュニティを中心に、いつまでも元気な人づくり、安心して働ける環境づくり、交流の場づくりをすることにより、「ハツラツさ」を創造し、地域の再生を目指すため、次の3本柱を計画しています。

#### 1. 笑顔づくり、仲間づくりでコミュニティ再生

##### 総合型地域スポーツクラブの活用

地域住民が自ら地域づくりを進める場

コミュニティの再生の場

元気な人づくりの場

青少年の健全育成の場

地域の人材発掘の場

## 2. 土いじりでゆとり再生

### 農業体験施設の活用

農村地域住民と新住民の交流の場  
余暇時間の有効活用の場  
対象者の技術習得の場

## 3. 親が安心して働ける環境の再生

### 放課後児童クラブの充実

保護者が安心して働ける場  
子どもが安全・安心して放課後を過ごせる場

### 【意義及び目標】

今回のように、町全体を視野に入れ、まちづくり・人づくりを住民が自主的に企画し運営する取組は本町では初めてのことです。こうした地域づくりに対する住民意識の変化は今後のまちづくりに大いに意義あることと考えています。また、地域再生を進める本町行政としても、総合型地域スポーツクラブ設立の趣旨（健康でありたい、皆と仲良くしたい、楽しく一生を過ごしたい、良いまちにしたい）に賛同し、住民による住民のためのまちづくり、人づくりを積極的に支援することが、まちの活性化につながるものと考えています。

## 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

### 【はじめに】

本町は、新旧住民はじめ、住民同士の交流のあり方、コミュニティのあり方を見直す時期、さらには行政主導のまちづくりから、住民自らがまちづくりを考え実行できる環境を行政が支援する時期を迎えています。

また、昨今の経済情勢のうねりは本町においても例外ではなく、少子高齢化の進展に伴い、住民の公的福祉への期待が高まっているものの、行政としては財政支出の抑制が必要となってきています。

そこで、年々増加が予想される医療費等の抑制のためにも元気な子ども、若々しい成人、生き生きとした高齢者づくり、いわゆる「はつらつとした人づくり」は急務となっています。

今回認定申請しているのは、3本柱の1つ「笑顔づくり、仲間づくりでコミュニティ再生」に関するものです。その内容は、生涯スポーツの振興を通じ、子どもから大人まで誰もが参画できる地域住民の交流の場として、住民の健康づくり、青少年の健全育成、地域のひとづくり、地域コミュニティづくりなどの役割を果たすことのできる総合型地域スポーツクラブを活用しようとするもので、現在、その設立に向け、住民の有志により手弁当で準備が進められています。設立後はボランティアが中心となり組織を運営し、将来はN

POへの移行も期待されています。

【期待される経済的社会的効果】

本町では町内全中学校区（3地区）で、総合型地域スポーツクラブの設立を目指しており、学校や病院と同じ様な社会的機関としての役割を期待しています。

組織として安定した運営ができるようになれば、他の社会的機関（企業、学校、病院、保健所、行政等）と対等な立場に立って連携、協力することが可能になり、スポーツ人口の拡大（加入者数の目標：全人口の20%）のみならず、医療費の削減、地域教育力の再生、多世代交流、高齢者の生きがいづくり等、社会的な影響力を持つ存在となることを期待しています。

分野別の効果は次表のとおりです。

	分野	第一次的効果	二次的効果
1	スポーツ	スポーツを気軽に楽しむことができる	スポーツ参加率の向上
2	医療・保健	健康で丈夫な身体をつくることができる	医療費の軽減
3	高齢者福祉	社会との接点をもつことができる	高齢者の生きがいづくり
4	文化・芸術の振興	趣味・特技を活かすことができる	社会性余暇の活用
5	子どもの健全育成	異なる年齢の子どもの集団づくり	心の教育に寄与する
6	交流	地域の様々な人たちと交流することができる	多世代交流
7	エコロジー	自然に親しむことができる	野外活動、自然保護
8	まちづくり	住みよいまちづくり	まちの活性化の起爆剤
9	経済効果	公共施設の管理委託を受けられることができる	まちの財政の軽減
10	情報・出版	広範な情報を入手することができる	情報の一本化

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

10801 文部科学省

補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

13004（別添1001）農林水産省

補助対象施設の有効活用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(1) クラブハウスの設置

総合型地域スポーツクラブの活動拠点となるクラブハウスを町内全中学校（3校）の余裕教室を活用し、各地区（3ヶ所）にスポーツクラブが開設されるのに併せて設置する。

<設置計画>

平成16年度：「(仮称)なかよしクラブ」のクラブハウスを  
三好中学校に設置

平成18年度：「(仮称)みなよしクラブ」のクラブハウスを  
南中学校に設置

平成20年度：「(仮称)きたよしクラブ」のクラブハウスを  
北中学校に設置

(2) 公共施設の利便性の向上

総合型地域スポーツクラブの活動場所に近接する公共施設（農業体験施設・さんさんの郷「ふれあい広場（天然芝）」）に予約制度を導入し利用しやすくする。

「ふれあい広場」利用の考え方

現在、利用時間、利用対象者の制限はなく、誰でも自由に利用できる。反面団体での利用や占有での利用が実質的に困難な状況。

そこで、総合型地域スポーツクラブ、中学生のクラブなどが団体として利用できるように、また施設をより有効に活用できるように、利用予約制度を導入する。予約利用の時間は、1時間単位とし、利用区画も半面を基本とするものの、団体スポーツのゲーム、イベント時は全面利用を可能とする。ただし、予約利用者のいない時間帯は、従来どおり少人数での遊びなどの利用も可能とする。

また、利用者区分としては、地域性の高い施設であり、町民を優先し、子どもからお年寄りまで誰もが使いやすい施設としていきたい。

年間利用者の推移と予想

	年間利用者	増 数
平成13年度	約2万人	利用者把握未実施
平成14年度	21,453人	1,000人
平成15年度	22,605人	1,152人
(予約制導入) 平成16年度	41,455人	18,850人

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項なし

## 別紙 1

### 1 支援措置の番号及び名称

13004 ( 別添 1001 ) 補助対象施設の有効活用

### 2 該当支援措置を受けようとする者

愛知県三好町

### 3 該当支援措置を受けて又はその実施を促進しようとする取組の内容

笑顔づくり、仲間づくりでコミュニティの再生

- ・コミュニティ再生の機軸となる総合型地域スポーツクラブの活動拠点となるクラブハウスを中学校の余裕教室を活用し設置する

#### (1) 取組に関与する主体

地域住民の有志からなる ( 仮称 ) 地域スポーツクラブ

#### (2) 取組が行われる場所

町内全中学校 ( 3 箇所 ) の施設及び近接公共施設

#### (3) 取組の実施期間

平成 1 6 年 1 0 月以降

#### (4) 取組により実現される行為や整備される施設など

総合型地域スポーツクラブの拠点確保

## 別紙 2

### 1 支援措置の番号及び名称

10801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

### 2 該当支援措置を受けようとする者

愛知県三好町

### 3 該当支援措置を受けて又はその実施を促進しようとする取組の内容

笑顔づくり、仲間づくりでコミュニティの再生

- ・ 総合型地域スポーツクラブの活動場所として、近接する公共施設( 農業体験施設・さんさんの郷「ふれあい広場」) に予約制度を導入し利用しやすくする

#### (1) 取組に関与する主体

地域住民の有志からなる( 仮称 ) 地域スポーツクラブ

#### (2) 取組が行われる場所

町内全中学校( 3 箇所 ) の施設及び近接公共施設

#### (3) 取組の実施期間

平成 1 6 年初夏から

#### (4) 取組により実現される行為や整備される施設など

総合型地域スポーツクラブの拠点確保

( 支援措置 1 3 0 0 4 に係る添付書類 )

## 1 補助事業者の意見

( 愛知県の意見 )

ふれあい広場の有効利用は、地域コミュニティの再生につながるものであり、意義のあることと考えられる。

ただし、農業農村活性化農業構造改善事業の趣旨を踏まえ、市民農園利用者及び一般利用者の優先的な利用が図られるよう配慮されたい。

( 三好町の意見 )

本町は、新旧住民はじめ、住民同士の交流のあり方、コミュニティのあり方を見直す時期、さらには行政主導のまちづくりから、住民自らがまちづくりを考え実行できる環境を行政が支援する時期を迎えている。また、昨今の経済情勢のうねりは本町においても例外ではなく、少子高齢化の進展に伴い、住民の公的福祉への期待が高まっているものの、行政としては財政支出の抑制が必要となってきた。

そこで、年々増加が予想される医療費等の抑制のためにも、元気な子ども、若々しい成人、生き活きとした高齢者づくり、いわゆる「はつらつとした人づくり」は急務となっている。

今回認定申請しているのは、生涯スポーツの振興を通じ、子どもから大人まで誰もが参画できる地域住民の交流の場として、住民の健康づくり、青少年の健全育成、地域のひとづくり、地域コミュニティづくりなどの役割を果たすことのできる総合型地域スポーツクラブを活用しようとするもので、現在、その設立に向け、住民の有志により手弁当で準備が進められている。設立後はボランティアが中心となり組織を運営し、将来はNPOへの移行も期待されている。

この総合型地域スポーツクラブの活動拠点は町内全ての中学校（3地区）とそこに近接する公共施設とし、町行政としても可能な限り活動しやすい環境づくり支援をする考えである。

こうした中、南中学校に近接するさんさんの郷のふれあい広場は、施設の位置、施設規模を考えると、総合型地域スポーツクラブの活動施設の1つとして魅力のある施設である。しかし、ふれあい広場は現在、利用時間、利用対象者の制限はなく、誰でも自由に利用できる施設として位置づけられており、総合型地域スポーツクラブのような団体での利用や占有での利用が実質的に困難な状況にある。

そこで、総合型地域スポーツクラブ、中学生のクラブなどが団体として利用できるように、また施設をより有効に活用できるように、利用予約制度を導入する。ただし、予約利用者のいない時間帯は、従来どおり少人数での遊びなどの利用も可能とする。

また、利用者区分としては、地域性の高い施設であり、町民を優先し、子どもからお年寄りまで誰もが使いやすい施設としていきたい。

このように、当該施設を有効活用することは、必ずや地域のコミュニティの再生につながるものである。そのため支援措置13004は、欠かせない必要な支援措置であり、是非お認めいただきたい。

( 施設の概要 )

事業名	農業農村活性化農業構造改善事業
事業目的	農業・農村の活性化を緊急に図ることが必要な地域にあって、そのための気運が醸成されている地域を対象とし、農業農村活性化推進機構を中心とした農業・農村活性化運動の下、生産性の高い土地利用型農業の確立、革新的な知識・技術を活用した需要創造型農業の推進、地域資源の整備・活用による緑豊かで活力ある農村社会の建

設等地域の立地条件に即した農業・農村の活性化を図る。

所在地	愛知県三好町内
事業主体	三好町
施設名称	さんさんの郷 ふれあい広場
建築面積	
延床面積	
敷地面積	9,200 m <sup>2</sup>
施設構造	
建設費	177,235 千円〔m <sup>2</sup> 単価：19 千円/m <sup>2</sup> 〕
用地取得費	
財源内訳	国庫 70,075 千円（40 / 100）
	県費 12,642 千円（7 / 100）
	市町村費 94,518 千円（53 / 100）
供用開日	平成10年4月
管理主体	三好町
管理委託契約日	

## 2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

### 施設「さんさんの郷ふれあい広場」の整備目的

さんさんの郷は、農林漁業体験実習館（管理棟）、ふれあい農園（市民農園）、バーベキュー広場、菖蒲園、ふれあい広場からなる施設である。

余暇時間の増大、価値観の多様化により、その有効活用あるいは新しいライフスタイルへの欲求の中で期待されている都市住民による「農」とのふれあいがある。こうした期待に応えるため、農地の持つ多面的機能を活用しつつ健康的でゆとりのある町民生活の確保を図り、農家と非農家が農業を通じてコミュニケーションの図れる交流活動の展開の場として、平成4年度に三好町農業農村活性化基本構想を策定し、平成5年度に農業構造改善計画の策定（事業計画）。平成6年度には農業構造改善計画（地区認定）を受け、仮称みどりのセンター特定施設の基本計画を策定し、併せて平成5年9月に事業計画と市民農園整備促進法に基づき、市民農園区域を指定し、平成6年度から建設に着手した。平成7年9月には、まず、農林漁業体験実習館が開館し、平成10年4月にはふれあい広場の供用が始まった。

ふれあい広場は、市民農園利用者及び一般利用者が、自然にふれあいながら家族や仲間と弁当を食べたり、バドミントンやボール遊びなどの軽スポーツを行ったりするなど心身のリフレッシュの場として、また、農産物日曜市、緑と花の祭り、収穫祭、農業フェスタなど年8回のイベントを開催し、都市住民との交流を図る多目的広場として整備したものである。

### 社会経済情勢等の変化

三好町は昭和30年代までの純農村から昭和40年代からの自動車関連企業の立地にはじまり、今では近隣大都市のベッドタウンへと変化してきた。現在は、いわゆる新旧住民はじめ、住民同士の交流のあり方、コミュニティのあり方を見直す時期、さらには行政主導のまちづくりから、住民自らがまちづくりを考え実行できる環境を行政が支援する時期を迎えている。

また、昨今の経済情勢のうねりは本町においても例外ではなく、少子高齢化の進展に伴い、住民の公的福祉への期待が高まっているものの、行政としては財政支出の抑制が必要となってきた。

《三好町の状況（平成16年5月1日現在）》

- ・人口 52,508人
- ・高齢化率 9.68%
- ・平均年齢 35.46歳

そこで、年々増加が予想される医療費等の抑制のためにも元気な子ども、若々しい成人、生き活きとした高齢者づくり、いわゆる「はつらつとした人づくり」は急務となっている。

今回、地域再生計画の認定申請している「笑顔づくり、仲間づくりでコミュニティ再生」は、生涯スポーツの振興を通じ、子どもから大人まで誰もが参画できる地域住民の交流の場として、住民の健康づくり、青少年の健全育成、地域のひとづくり、地域コミュニティづくりなどの役割を果たすことのできる総合型地域スポーツクラブを活用しようとするもので、現在、その設立に向け、住民の有志により手弁当で準備が進められている。

今回のように、町全体を視野に入れ、まちづくり・人づくりを住民が自主的に企画し運営する取組は本町では初めてで、こうした地域づくりに対する住民意識の変化は今後のまちづくりに大いに意義あることと考えている。また、地域再生を進める本町行政としても、総合型地域スポーツクラブ設立の趣旨（健康でありたい、皆と仲良くしたい、楽しく一生を過ごしたい、良いまちにしたい）に賛同し、住民による住民のためのまちづくり、人づくりを積極的に支援することが、まちの活性化につながるものと考えている。

ちなみに、町内全中学校区（3地区）で、総合型地域スポーツクラブの設立を目指している。

また、活動拠点は中学校とそこに近接する公共施設とし、町行政としても可能な限り活動しやすい環境づくりを支援する考えでいる。

こうした中、南中学校に近接するさんさんの郷のふれあい広場は、施設の位置、施設規模を考えると、総合型地域スポーツクラブの活動施設の1つとして魅力のある施設である。しかし、ふれあい広場は現在、利用時間、利用対象者の制限はなく、誰でも自由に利用できる施設として位置づけられており、総合型地域スポーツクラブのような団体での利用や占有での利用が実質的に困難な状況にある。

### 有効活用の必要性

そこで、総合型地域スポーツクラブ、中学生のクラブなどが団体として利用できるように、また施設をより有効に活用できるように、利用予約制度を導入する。予約利用の時間は、1時間単位とし、利用区画も半面を基本とするものの、団体スポーツのゲーム、イベント時は全面利用を可能とする。ただし、予約利用者のいない時間帯は、従来どおり少人数での遊びなどの利用も可能とする。

また、利用者区分としては、地域性の高い施設であり、町民を優先し、子どもからお年寄りまで誰もが使いやすい施設としていきたい。

### 3 当該施設における最近の状況

#### 計画利用人数

41,455人

#### 最近3年間の利用状況

平成13年度	約2万人（利用者把握未実施）
平成14年度	21,453人
平成15年度	22,605人

#### 最近3年間の管理運営費の支出状況

平成13年度	千円
平成14年度	千円
平成15年度	千円

#### 地元の意見

#### 4 補助対象施設の現状

施設は、町の施設として町が直接適正に管理している。

なお、利用状況は以下のとおり。

##### 一般利用

市民農園利用者及び地域住民が、弁当を食べたり、ボール遊びなどの軽スポーツを行ったりするなど心身のリフレッシュに利用している。

##### イベント利用

6月：第4土曜日 さんさん郷ふれあいバザール

8月：第4土曜日 さんさん郷ふれあいバザール

10月：第4土曜日 さんさんの郷ふれあい収穫祭

11月：第1日曜日 三好町産業フェスタ

3月：第2土曜日 さんさんの郷緑と花のフェスタ・農園者ふれあい祭り

#### 5 必要性

総合型地域スポーツクラブの実現、定着は、本町のコミュニティ再生において重要な方策である。

南中学校に近接する当該施設は、位置、規模ともに、総合型地域スポーツクラブの活動施設の1つとして魅力のある施設であり、より一層の利用拡大と秩序ある利用を可能にするためにも利用予約制度を導入することが必要である。

具体的には、予約利用の時間は、1時間単位とし、利用区画も半面を基本とするものの、団体スポーツのゲーム、イベント時は全面利用を可能とする。ただし、予約利用者のいない時間帯は、従来どおり少人数での遊びなどの利用も可能とする。

また、利用者区分としては、地域性の高い施設であり、町民を優先し、子どもからお年寄りまで誰もが使いやすい施設としていきたい。

#### 6 時期

平成16年10月以降（認定後の町議会に関係条例改正を上程するため）

#### 7 相手方

管理は、従来どおり町とし、変更はない

#### 8 形態

従来どおりとし、変更はない

#### 9 今後の施設の目的、利用計画等

（施設の使用目的等）

施設の基本的な目的を変えず、総合型地域スポーツクラブの活動場所としても活用できるようにし、地域のコミュニティの再生を図る。

（施設改修等についての考え方）

なし

(施設管理についての考え方)

予約制を導入し、一層の利用向上を図る。

(関係法令に基づく手続き内容とスケジュール等)

なし

#### 10 期待される効果

本町では町内全中学校区(3地区)で、総合型地域スポーツクラブの設立を目指しており、学校や病院と同じ様な社会的機関としての役割を期待している。

組織として安定した運営ができるようになれば、他の社会的機関(企業、学校、病院、保健所、行政等)と対等な立場に立って連携、協力することが可能になり、スポーツ人口の拡大(加入者数の目標:全人口の20%)のみならず、医療費の削減、地域教育力の再生、多世代交流、高齢者の生きがいづくり等、社会的な影響力を持つ存在となることを期待している。

分野別の効果は次表のとおりです。

	分野	第一次的効果	二次的効果
1	スポーツ	スポーツを気軽に楽しむことができる	スポーツ参加率の向上
2	医療・保健	健康で丈夫な身体をつくることができる	医療費の軽減
3	高齢者福祉	社会との接点をもつことができる	高齢者の生きがいづくり
4	文化・芸術の振興	趣味・特技を活かすことができる	社会性余暇の活用
5	子どもの健全育成	異なる年齢の子どもの集団づくり	心の教育に寄与する
6	交流	地域の様々な人たちと交流することができる	多世代交流
7	エコロジー	自然に親しむことができる	野外活動、自然保護
8	まちづくり	住みよいまちづくり	まちの活性化の起爆剤
9	経済効果	公共施設の管理委託を受けられる	まちの財政の軽減
10	情報・出版	広範な情報を入手することができる	情報の一本化

このように、町民にとって、まちにとって、多くの効果が見込まれる総合型地域スポーツクラブである。当該施設を有効活用することは、必ずや地域のコミュニティの再生につながるものと期待できる。

支援措置の摘要要件該当事項

摘要要件	該 当 理 由
<p>(2) 地域再生プログラムの意義、目的に合致するもの</p>	<p>総合型地域スポーツクラブはその目的に、多世代が交流することができる地域コミュニティの拠点づくりが掲げられています。</p> <p>これは、地域の住民が主体となり、自主的にクラブを運営することにより、運営面や指導面での人材を発掘し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、事務員等の雇用の創出を図ることができ、地域再生プログラムに掲げる「自助と自立の精神」及び「知恵と工夫の競争による活性化」に合致すると考えています。</p> <p><b>【本町と総合型地域スポーツクラブとの連携】</b></p> <p>本町では、スポーツ活動を通じた、住民協働のまちづくりと地域交流を目的に「総合型地域スポーツクラブ」の設立及び育成を支援しており、同スポーツクラブに対し、財政支援（補助金）及び活動場所の提供等を行っていきます。</p> <p>財政支援としては、平成 16 年度にクラブハウス設置に伴う備品購入費を対象にした「クラブハウス整備補助金」。スポーツクラブの人員費（事務員）、クラブハウスの光熱水費などを対象にした「クラブ運営補助金」考えています。</p> <p>同スポーツクラブは本町からの支援を受け、自主的な運営と各種企画を実施し、地域住民の交流を通して、地域の活性化を図っていきます。</p> <p><b>【同スポーツクラブ事業内容と余裕教室利用の関り】</b></p> <p>同スポーツクラブでは、「仲間づくり」、「地域づくり」、「健康づくり」、「仲間との交流を通じた笑顔づくり」を4つの理念とし、幼児から高齢者まで気軽に活動できる10種目を定期的な活動が実施されます。</p> <p>また、地域住民の交流を目的に、グラウンド・ゴルフ交流会やスキーツアーなど、単発イベントも実施されます。</p> <p>クラブハウスとして考えている三好中学校の余裕教室は、スポーツクラブ事業の企画・検討を行う「会議室」、クラブ運営に関する事務処理や会計処理を行う「事務室」、スポーツクラブ活動で使用する備品を保管する「備品庫」、地域住民が気軽に立ち寄り交流ができる「交流の場」などの機能をあわせ持つ部屋としての活用を考えています。</p>

(3)事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等が必要であること

本町の総合型地域スポーツクラブは、活動施設や地域の人口を考慮し、中学校区を規模として設立することとしており、活動拠点は中学校の体育施設を中心とした公共施設となります。

【クラブハウスの設置場所】

スポーツクラブ設立準備会で、クラブハウスの設置場所について検討が行いました。

選定条件としては、

公共施設を有効活用すること。

地域住民が活用しやすい位置にあること。

スポーツクラブ活動場所と同一あるいは近接していること。

ということで、中部小学校、町立中央公民館、三好中学校が候補として挙げられました。ちなみに中部小学校と三好中学校は近接しています。

まず、中部小学校は、活動拠点としての機能は有しているものの、学校教育に支障のない範囲で利用できる余裕教室がない。中央公民館は、活動場所となる学校施設から離れていること、また、同施設は貸館施設であり、占有使用させることのできる部屋がないことにより、いずれの施設も候補から外れました。

残る三好中学校は、当該地区の中心に位置し、活動拠点としての機能を有する施設であること。また、余裕教室もあること、さらに、誰でも自転車や徒歩で比較的容易に往来でき、地域住民にとって馴染みある施設となっていることから、同中学校を適地として結論付けられました。

【三好中学校の現況】

昭和22年に9学級で開校した同中学校は、その後着実に生徒数が増加し、それに伴い学級数も増加いたしました。

昭和55年には32学級となり、学級数のピークを迎えましたこの間、増築工事等を実施し、教室数の確保を図りました。

その後、昭和56年に北中学校、昭和59年に南中学校がそれぞれ分離し学級数が減少し、さらに児童・生徒数が長期的に逡減傾向にあるため普通教室に余裕が発生してきております。

こうした経緯を踏まえ、地域住民も、自分の地域の子供たちが通う学校で活動することにより、学校と地域の連携がより緊密となり、更に地域の教育力を高めるため、クラブの拠点を三好中学校内に置くことが必要となる。